

高島市議会だより



令和4年12月定例会報告

委員会報告	2
一般質問	6
審議結果	19



各委員会では、本会議において付託された議案の審査を行いました。

予算 常任委員会

委員長 高木 広和

開催日 12月19日(月)

■補正予算の主な歳出

原油価格・物価高騰に直面する福祉サービス事業所等の光熱水費・燃料費、農業経営者の肥料購入費の支援に係る経費や、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、市内の検査体制を強化するための検査キット購入費などを計上。

採決の結果

予算常任委員会が付託を受けた9議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

■附帯決議

議第124号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第9号)について、新ごみ処理施設建設用地不動産鑑定評価書作成業務が計上されていることにより、議員(2名)より左記の附帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。

議第124号 令和4年度高島市一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議

新ごみ処理施設の建設について、建設候補地および周辺地域の住民や関係者の方々からの理解が得られるよう、十分に合意形成を図ること。

※附帯決議とは・・・議会の議決に当たって付け加えられる議会としての意見または要望など、議会の意思を表すもの。



総務 常任委員会

委員長 澤本 長俊

開催日 12月13日(火)

議第117号 高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案

市の機関にかかる申請、届出、その他の手続きについて、情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、条例を制定するもの。

問

デジタル化が優先され窓口業務が縮小されていく懸念はないか。

答

デジタルによる手続きを選択肢の1つとして設けることで、市民の皆様の利便性の向上が図れると考えています。

採決の結果

「賛成多数」で可決すべきものと決定しました。

このほか、議第112号から議第116

本会議での討論

号までの5議案についても「可決すべきもの」と決定しました。

議第116号 高島市個人情報の保護に関する法律施行条例案
令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に統合されることから「高島市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「高島市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するもの。

反対

福井 節子 議員

改正法の個人情報保護の規定が不十分。本人の同意を得ず、データを外部提供できるオープンデータ化(匿名加工制度)を地方自治体に義務化し、オンライン結合(情報連携)の禁止は認めない法であり、人権を守る規制条例が必要だ。

賛成

山下 巧 議員

国の施策を実施するため、各自自治体で条例を制定することとは必要不可欠であり、現行条例の規定が変わるものではなく、これまで同様、個人情報保護は適切に取扱われる。

文教福祉 常任委員会

委員長 早川 浩徳

開催日 12月14日(水)

議第118号 高島市体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

新旭グラウンドが滋賀県の河川整備の対象範囲となったことに伴い、本年度末をもって当該グラウンドを廃止するもの。

採決の結果

「賛成全員」で可決すべきものと決定しました。

このほか、議第86号から議第91号までの6議案についても「賛成全員」で可決すべきものと決定しました。

産業建設 常任委員会

委員長 福井 節子

開催日 12月15日(木)

議第119号 高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

安全な水道水の安定供給と健全かつ持続可能な事業経営を図るため、第2次高島市水道事業基本計画を踏まえた料金改定を行うもの。

問

物価が高騰する現状下で、なぜ今、料金の見直しをするのか。

答

市民の皆様に必要な水道水を安定して提供するため、計画的に進めているもので、ご理解いただきたい。

採決の結果

「賛成多数」で可決すべきものと決定しました。

このほか、議第92号から議第108

本会議での討論

号までの17議案についても、「賛成全員」で可決すべきものと決定しました。

議第119号 高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

反対

藤田 昭 議員

消費者物価指数では前年同月比で3.7%の上昇。現下の物価高で水道料金の値上げ、また通増料金制についても再考する必要があることから水道事業給水条例の一部を改正する条例案に反対です。

賛成

磯部 亜希 議員

適正な収支バランスの確保と健全かつ安定した水道事業に取り組むことは当然であり、近年の災害への対応としての施設の強靱化対策など、水道水の安定的な供給の維持に向け適正に対応しようとしているため賛成します。

反対

森脇 徹 議員

現行は、大口利用ほど高く一般家庭は安い料金体系だが、改定では超過単価で大口引上げ率は小口の4分の1であり、2カ月で30㎡利用者は16%以上の引上げだ。コロナ禍で物価高騰の下、実施延期や基本料金免除こそ必要だ。

請願第3号 天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮を求める意見書の提出を求める請願

請願趣旨

現在、計画されている(仮称)三十三間山風力発電事業の計画地となっている天増川源流地域の国有林は、市内では最大級のブナ林で、絶滅危惧種のイヌワシやクマタカなどの貴重な野生動物を育み、わが国の森林生態系を保全する上でも重要である。また、森林を活かした観光振興など高島市の活性化にも大きく寄与しているため、国有林における自然環境保全へ十分配慮されるよう関係省庁に意見書の提出を求めるもの。

問

今回の請願内容は、環境配慮に留まるものであって、中止ということではないのか。

答

計画を白紙に戻して、中止していただきたいという趣旨です。

採決の結果

「全員賛成」で採択すべきものと決定しました。

総務常任委員会

11月7日・8日

宮城県石巻市にて「東日本大震災からの復興および防災計画」をテーマに行政視察調査を行いました。震災後11年を経過し、死者、行方不明者3,602人、建物被害56,708棟という、宮城県最大の被害を受けた石巻市の、これまでの復興状況と防災計画について



て説明を受けました。震災直後から現在まで、時が経過する中で、被災された市民の気持ちや必要な施策は変化していくため、計画は何度も見直しが必要であったとのことでした。また、全国からのボランティア支援が延べ約30万人、他自治体からの職員派遣は、延べ1,749人であったとのことであり、近い将来、琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ地震などの発生が危惧されている本市においても、市単独では対応しきれない事態の想定や、時期に応じた支援や物資調達など、変化に対応できる計画を整える必要があると認識しました。

その他の視察先

○陸上自衛隊大和駐屯地「令和5年度から今津駐屯地に配備される機動戦闘車の概要および運用等について」

管内調査（10月11日）

市の消防本部体制、緊急車両等の配備状況について調査を行いました。近年の集中豪雨などの防災対応、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、消防本部、緊急車両の果たす役割は大きく、その運用について委員会として今後も注視していきます。



文教福祉 常任委員会

11月16日・17日

和歌山県御坊市において、「認知症・総活躍のまちづくり」の取り組みについて、行政視察調査を行いました。

御坊市では、認知症の人も含め誰もが生き生きと活躍でき、希望をもつて自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、「認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」を制定されています。この条例には、認知症の当事者目線にこだわり、全国で初めて「認知症の人の役割」が明記され、認知症の人が「支えられる」「守られる」一方ではなく、自らの希望や思いを身近な人、市や関係者に発信する、地域社会の一員として社会参加することが位置づけられています。

これまでの取り組みの事例をいくつか紹介いただきましたが、いずれもひとり一人に寄り添いながら声を聞き、その人の経験や思いを理解し、生きがいを作り出して

産業建設常任委員会

10月26日・27日

神奈川県小田原市において、合同会社かなごてファームの「ソーラーシェアリング事業」の取り組みについて、行政視察調査を行いました。

耕作放棄地を活用して電気エネルギーと農業を同時に行う営農型太陽光発電に取り組み、ソーラーパネルで発電している遊休農地の下で「みかん」や「米」を生産されるという、ソーラーシェアリング事業を展開されて、生産された「みかん」をふるさと納税の返礼品にされたり、「米」を地域の酒造会社で加工されるなど、農業振興と地域の活性化に結び付けられておられました。

本市においても、地域の資源である再生可能エネルギーを活かし農業振興に繋げていく取り組みを市民とともに広げること、遊休農地の有効活用に加え、脱炭素社会にも貢献できるものと考えられます。



その他の視察先

○神奈川県中井町「オンデマンドバス事業の取り組みについて」

管内調査（12月15日）

国道161号の整備状況について滋賀国道事務所から、小松拡幅13工区のルート計画の説明を受け、その後、安曇川地区立体化事業および小松拡幅14工区へ現場視察を行いました。

小松拡幅14工区については、令和7年度を目途に完成予定とのことでしたが、13工区については、その後、測量などの時間を要し、全線開通までは、時間がかかるとのことであり、白鬚神社付近の往来に伴う事故対策や渋滞緩和、緊急輸送路の確保の観点からも、早期実現に向けて積極的な働きかけが必要であると改めて認識しました。



おられるという内容でした。

認知症の人を支援する、サポートするという、別の存在であると区別しがちですが、そうではなく、ともに歩む、ともに生きていくという視点を持つていくことは、当市においても、認知症対策を考える上で、1つレベルアップした段階に進めていける大変参考になる取り組みであると感じました。



その他の視察先

○奈良市社会福祉協議会「他機関・他分野との協働による場づくりについて」



今城 克啓 議員

問 現在の環境センターの場所について、地震が発生する可能性は低いこと、地震が発生しても最大震度は比較的小さいこと、活断層沿いに出現した地盤のずれによって破断した建造物の割合は、これまでの建造物被害の中のごく一部と考えられること、該当するのは横ずれ断層であり断層の上上ではないことなどを考慮すると、総合的に地震のリスクを判断した場合は、



新たなごみ処理施設の建設を円滑に進めるために

問 地域のグラウンドデザインを地域住民と一緒に創り上げていく作業を、少し時間をかけて進めていただくことはできないか

答 現在は、施設の概要等をご説明させていただき、ご意見を頂戴している段階です

問 高島市内でも地震によるリスクは比較的低いと考える。総合的な観点に立って地震によるリスクを再評価してはどうか。

答 環境部長

建設検討委員会において、専門家の知見に基づき、活断層地震による災害リスクが少なくなく不適と判断せざるを得ないとの答申をいただき、その後、市議会特別委員会において、この答申を踏まえ、ほぼ全委員から断念すべきとの意見が出され、結論がまとめられたところです。

問 建設候補地とその周辺におけるまちづくりの方針やビジョンおよび進め方については、建設予定地の決定までには、住民や事業者の方々とのようにすり合わせていくのか。

答 環境部長

各地域へ説明に回らせていただき、いただいたご意見等については、施設整備基本計画を策定する中で検討していきます。今後も必要に応じて、丁寧な説明に努めるとともに、ご意見をお聴かせいただきながら、事業を進めていきたいと考えています。

問 周辺集落での賛成と反対が拮抗している状態では、土地の取得を先に進めるよりも、景観だけではなく、集落、農業、道路、農家レストランや史跡などの観光スポットも含めて、新たなごみ処理施設ができたあとの地域のグラウンドデザインを絵や図などで見えるようにして地域住民と一緒に創り上げていくという作業を、少し時間をかけて進めていただくことはできないか。

答 環境部長

現在は、施設の概要、これまでの経緯、今後の計画等のご説明をさせていただき、ご意見を頂戴している段階です。今後取り組む施設整備基本計画、生活環境影響調査を踏まえて、具体的な施設概要等をお示しさせていただき、市民の皆さんからご意見等を頂戴していきたいと考えています。



磯部 亜希 議員

子どもの貧困の連鎖を断ち切る施策について

個人情報保護法に基づくデータ連携の方針や

見解について

答 令和5年4月に設置される「こども家庭庁」からガイドラインが示される見通しであり、その動向を注視し対応を検討していききたいと考えています

問 複数の部署間でのデータ連携の見解について。

答 子ども未来部長 目的外での利用については、法に定めるもの以外は同意なく連携を行うことはできませんが、子どもや家庭を支援する部署や機関での情報共有やデータ連携は非常に重要であり、子どもの貧困の連鎖を未然に防ぐために有効な手段であると認識しております。

問 問題を未然に防ぐ必要性和プッシュ型の支援について。

答 子ども未来部長 現在、新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」を改修し、子ども家庭総合支援拠点として整備するための実施設計を行っています。多種多様な相談に対応ができ、問題の発生を未然に防ぐ機能を持つ総合相談拠点となることを目指して、専門職の配置や点在する相談機関の集約化に向け検討しています。

問 個人情報保護法に基づくデータ連携の方針や見解について。

答 子ども未来部長 実施機関が保有する個人情報の取扱いは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであり、その適正な取扱いが図られなければならないと考えますので、子どもの貧困への支援のみならず、その他様々な支援を行うために収集した個人情報の目的外利用については、市の実施機関全体での議論が必要になるものと認識しています。

今後は、令和5年4月に設置される「こども家庭庁」から「こどもに関する情報・データ連携についてのガイドライン」が示される見通しであることから、その動向を注視し対応を検討していききたいと考えています。





福井 節子 議員

新ごみ処理施設建設は急がず、住民理解と納得のもとで

問 伊賀市との間で、令和11年度を持ち込み期限とする契約書があるのか

答 毎年度、事前に協議し承認を得て、協定を締結します

の計画を全うする努力が求められています。軽々に延長を申し入れるべきではなく、また、簡単に受け入れていたただけるものでもないと思えます。

市は、新ごみ処理施設建設候補地を『泰山寺』に決定し、たと公表した。その後、7隣接区・自治会や要請のある区に出向き、経過やスケジュール等説明を行なっている。

問 市は、令和11年度までのスケジュールをもとに、その整備建設期間が確定年度であるかのように説明している。市と伊賀市との間で、令和11年度を持ち込み期限とする「契約書」の締結があるのか。

答 環境部長

毎年度、事前に協議し、承認を得たうえで協定を締結して、受け入れていただいています。期間は連続3年間に限るとされていますが、本市の事情から新施設稼働までの暫定措置として、令和11年度まで容認いただいているものです。

問 議会にも、住民説明会でも一貫して「令和11年を期限とする」と言われるが、契約書は

なく一年毎に協議書を伊賀市長に提出し承認される。伊賀市長に提出し承認される。伊賀

答 環境部長

賀市には、令和3年に265の自治体から粗大ゴミ・不燃物・可燃物などが搬入され、可燃物も岐阜県のある市は平成19年から15年間も搬入されている。協議して承認を得られる説明が出来れば、延長は可能ではないか。

本市の事情を汲み取り、令和11年度まで特別に容認いただいています。高島市の持ち込み量は、2番目に多い量です。予め計画を提出し認めていただいていますことから、道義的に信義を重んじて、こ

問 説明会では「搬入路」も示さず、温浴施設など付帯施設も基本計画で検討する旨の答弁であったがどうか。

答 環境部長

今後、施設整備基本計画の策定を通じて、市民の皆さんにお示しをし、ご意見を伺います。なお、市といたしましては、地域の振興を図っていかねければならないと考えています。

その他の質問

高齢者が安心して免許返納出来る公共交通システムを



森脇 徹 議員

「いのちの水」の
上水道行政に、福祉の
水の位置づけを

問 上水道の引上げは、市民生活を困窮に追込まないか

答 県下他市との比較で、使用料金は県下平均を下回ります

問 今回の改定で、超過料金で

2か月11〜30m³の使用層は20円引上げ、大口使用の501m³以上は10円と引上げ率が低い。大口使用者ほど高くなる。今までの基本的な考えを変えたのか。

答 都市整備部長

今回の改定は、激変する料金を回避するもので、改定幅を縮めることにつながります。

問 日常生活で必須の上水道。

引上げは、市民生活を困窮に追い込まないか。料金引上げ実施まで3か月間しかないが、市民の納得が得られる情報開示と説明ができるか。

答 都市整備部長

県下他市との比較で、使用料金は県下平均を下回りません。広報たかしまやホームページで丁寧に周知します。

その他の質問

20年間におよぶ長期運営契約に課題はないか
(新)み処理施設

市は、議会に上水道料金を15%引上げの条例案を提案している。

問 8年前の改定時に、基本水量2か月20m³を10m³に変えた。高齢等単身世帯が増えている。少量使用者に配慮した、今回の料金改定となっているか。

答 都市整備部長

10m³未満は5248件と増えています。今回の改定は安全安定の水道水供給へ、老朽化管路の更新の課題などに対処するものです。

「いのちの水」の
上水道行政に、福祉の
水の位置づけを

問 基本料金と超過料金の改定案だ。超過料金区分を5段階から4段階にする案で11〜30m³区分がなくなり、2か月20〜60m³の一般家庭の引上げ率が最も高い。負担増を見直す協議はなかったのか。

答 都市整備部長

(公社)日本水道協会の水道料金算定要領には、超過料金は均一料金制を目指すとしています。市は、段階性を維持し激変を回避するため、5段階を4段階に変更します。

問 前回改定時に、基本料金は

口径で料金体系を決めるとして「一度に多くの水を使える大口ほど費用負担を高くする」とした基本的考えは、今回の改定でも準じるのか。

答 都市整備部長

今回の改定では、前回の改定とは違い、現状料金を改定するところとします。





藤田 昭 議員

新ごみ処理施設建設の今後見通しと合意形成は

問 搬入経路は早く示して市民に意見を聞くことが大事では

答 基本計画の中で慎重にしっかりと検討し、市民の方々にお示しさせていただきたいと考えています

るが、生活環境影響調査の範囲の設定根拠は。

答 環境部長

県の技術指針の1kmを基準として設定しています。県内他施設の状況から、この1kmの範囲以内に排ガスの最大着地濃度出現距離が出現するものと考えています。

問 搬入経路は早く示して市民に意見を聞くことが大事では。

答 環境部長

20年間あるいは30年間利用する施設であることから、基本計画の中で慎重にしっかりと検討し、その案を市民の方々にお示しさせていただきたいと考えています。

問 泰山寺の周辺地域はなぜ7集落限定なのか。県の条例や環境影響評価技術指針は対象事業実施区域およびその周囲から1kmの範囲を基準として丁町大字単位または学区単位で定めると規定されているがどうか。

答 環境部長

施設を設置することによる影響との関連性、行政区としての活動の状況、認可地縁団体の状況、これらを踏まえ周辺地域を1km以内に区域が所在する、もしくは隣接する区・自治会とごせていただきまし

問 ごみの焼却処理による排ガス中に含まれる、国の基準値を超えない大気汚染物質は、水蒸気とともに煙突から毎日排出され、その多くは西や西北西の風向きで拡散する。煙突からの排ガスによる生活環境影響調査をどのように行うのか。

答 環境部長

現況の気象状況を1年間通じて測定し、ごみ質、施設規模、配置計画、煙突の諸元等に基つき、土地利用や地形を考慮し施設整備後のシミュレーションを行い、生活環境

への影響を評価し、環境に配慮した施設の整備や環境保全対策につなげていきます。なお、現在のわが国の焼却施設の処理技術においては、排ガスの処理の過程で有害物質を除去しますので、人の健康や生活環境に影響を及ぼすことはありません。

問 環境省指針の排ガス調査対象地域の設定例では、煙突の高さに応じて半径が定められている。前回公募時の煙突の実態高40mであれば、調査対象半径は4kmと例示されてい

るが、生活環境影響調査の範囲の設定根拠は。

その他の質問

「やまゆりの里」指定管理者変更を控え、引継ぎは順調に推移しているか



廣部 真造 議員

急激な物価上昇に対応するため、コミュニティ活動に対する補助金・交付金の見直しについて

問

コミュニティ活動に対する補助金・交付金を見直すべきではないか

答

市民生活の実態を把握したうえで、当初予算案として議会に提案します

答

市長



急激な情勢・状況変化に対応するため、補助率や上限額の大幅な見直し改訂を行い、市民生活を支えるべきだと考えるがどうか。

答 市民生活部長

世界情勢の影響等による急激な為替変動や物価上昇により、コミュニティ活動に少なからず影響が生じていることは認識していますが、これまでからこうした事案に取り組まれる際には、補助金の自治会負担の部分にはまちづくり交付金の充当が可能であること、また、一時的な資金不足に対しては、無利子貸し付け

である「まちづくり資金貸付金」の制度もあることをご説明し、活用もしていただいています。

問

区長・自治会長会議で、来年度以降のまちづくり交付金の減額方針を説明されたようですが、一定期間保持していく対応はできないか。

答 市民生活部長

急激な物価上昇等が区・自治会活動に多大な影響を及ぼしていることは認識しております。こうした情勢を十分視野に入れ検討させていただきます。



確認するが、来年度以降一定期間、まちづくり交付金を維持していくことでもいいか。

1億2千万円の枠で住民自治協議会とまちづくり交付金を調整し、支援をさせていただく方針で臨ませていただいております。来年度以降、まちづくり交付金については、住民自治協議会の活動の実態に則するよう一定の見直しを説明したものと、私も理解をしています。しかしながら、現状の為替、海外の利上げに影響され、市民生活の中で諸物価の高騰を招いている、あるいはウクライナのロシアによる侵略等々のさまざまな要素を勘案しなければならぬと考えています。来年度予算につきましては、そのような市民生活の実態をしっかりと踏まえた中で調整し、当初予算案として議会にご提案をさせていただければと考えているところです。



中川 あゆこ 議員

高島市の観光産業と、おもてなし文化の醸成について

問 高島市の観光産業に

おいで、おもてなし文化を醸成するには



答 観光ビジョンを策定する中で市民の思いを伺い、観光振興への理解を深めていきたいと考えています

問 「おもてなし文化」を醸成していくための市民とのビジョンの共有、また、より良い観光についての意見交換会開催について。

答 商工観光部長

令和4年度と令和5年度の2か年をかけて、観光振興に関わる多様な主体が共有すべき総合的な指針として観光ビジョンの策定を進めています。観光ビジョンの策定にあたり、市民アンケート調査を行う中で、市民の観光に対する思いや意向についても伺いし、市民と行政が一体となった観光振興のための現状を把握するとともに、パブリックコメントの実施や必要であれば区長・自治会長会議や住民自治協議会などの機会を通してご意見を求めるなど、観光振興に向けた市民の理解を深めていきたいと考えています。

問 高島市の観光公害について
の認識と対策は。

答 商工観光部長

白鬚神社の初日の出、春の海津大崎の桜、メタセコイア並木の紅葉シーズンなどで、違法駐車や交通渋滞などが発生し、近隣住民の方にはご迷惑をおかけしています。対応として地域や観光事業者、警察などの関係機関で受入対策会議を設置し渋滞対策などを検討し、市ホームページで注



意喚起、誘導看板、注意看板の設置、周辺交差点に警備員を配置するなどの対策を実施しており、今後も引き続き、関係機関と連携しながら必要な対策を講じていきます。

問 2024年春の北陸新幹線敦賀駅開業に向けた観光振興策は。

答 商工観光部長

敦賀市をはじめとする福井県嶺南地域と広域観光交流会議を設置し、広域パンフレットを作成するなど相互連携による観光振興に努めています。

す。今年度は新たな取り組みとして観光アプリを使った「びわ湖高島・若狭路スタンプラリーキャンペーン」を実施しており、今後も北陸新幹線の敦賀駅開業に向けて開催されるイベント等で観光PRを行うなど、引き続き連携をとって観光振興を図っていきます。





板持 文子 議員

問 「水道事業」に別荘地の「専用水道」を組み入れることが必要と考えるが、市の見解はどうか。また、第2次高島市水道事業基本計画において、設備の更新と統廃合に「専用水道」を組み込む見直しも必要と考えるがどうか。

答 都市整備部長

開発事業者等が独自に整備をされた水道施設であることから、管路等の現状や状態、地理的や物理的要件、さらに整備費用など、市の水道事業における水道水を供給することは困難であると考えてい

市民が平等に安心できる暮らしに向けて

問

「水道事業」に別荘地の「専用水道」を組み入れることが必要と考えるが見解は

答

開発事業者等が独自に整備された水道施設であり、市の水道水の供給は困難であると考えています

問 別荘地の消防水利施設は、常時確保されているか。

答 消防長

消防水利施設のない別荘地等からの防火水槽の設置要望につきましては、現地の状況を把握した上で土地の無償提供を条件に設置し、安定した消防水利の確保に努めており、毎年4半期ごとに状況を調査し、水量等の確認を行うとともに適正な維持管理に努めています。

問

別荘地や専用水道において、万が一水道本管の漏水等が発生し、開発事業者等が迅速に対応できず、長時間にわたり復旧できない状況となった場合に、市は援助もしくは何か対応はしていただけるのか。

答 都市整備部長

基本的には、開発事業者等水道を管理されているところが対応されるべきことではあります。断水等の状況が長期にわたる場合は、市にご相談いただく中で状況を判断し、可能な範囲での支援を考えさせていただきます。

その他の質問

国や県、世界の動向を見据えた未来に誇れるごみ政策を





是永 宙 議員

泰山寺地域の観光事業と
ごみ処理施設建設について

問 ごみ処理施設建設が地域の景観や
観光事業に与える影響は

答 事業者の意見を丁寧に取り、意見に配慮した施設にします

答 環境部長
補償などを求められる事態にならないように、景観等について十分配慮し、具体例を示したうえで、ご意見をいただきながら丁寧に進めていきます。

問 不測の事態などが起こった場合、伊賀市への搬出期限の令和11年度を延長してもらうことは可能か。

答 環境部長
ごみの受け入れは、計画をお示しして承諾いただいているものであり、それを全うする努力が求められていると考えており、私どもから軽々に延長を申し上げる立場にないと考えています。

問 景観への影響を視覚的に確かめるために予定地決定までに、モニタージュ写真を作成できないか。

答 環境部長
今後、施設整備基本計画を策定する中で作成をします。それを踏まえて、市民の方々にご意見をいただく機会を確保します。

問 泰山寺の事業所の思いをどう解釈しているか。

答 環境部長
景観に対する懸念が最も大きいものと受け止めています。地域で取り組みをいただいている方々は、私どもが想像する以上に、景観に対する愛着をお持ちであろうと拝察します。引き続き丁寧に取り扱いをし、配慮します。

問 生業や取り組みに配慮します。

問 泰山寺地区には滋賀県の観光振興特区に認定された事業者が営業されているが認識は。

答 環境部長
地域の資源を生かしたエコツーリズムなどの観光プログラムを開発し、観光産業の振興を図ることにより地域の活性化に取り組んでおられます。

問 施設の景観がエコツーリズム等へ与える影響は。

答 環境部長
外観や配置について景観上の工夫を行い、地域の様々な

の工夫を行い、地域の様々な

その他の質問

地域公共交通計画について



早川 浩徳 議員

認知症に寄り添う
まちづくりについて

問 地域や市民と認知症の方が、ともに歩んでいく

地域づくりの醸成について

答 住民の方々と一緒に取り組みを進めて

いきたいと考えています

係者と共有し、日常のケアに
活かしていただいています。

問 認知症の方の現状と推移
は。

答 健康福祉部長

認知症で医療機関を受診
された方が、令和2年度は、
1,429人、令和3年度は、
1,454人と増加傾向にあ
ります。地域包括支援セン
ターでの相談件数は、5年間
で約1.7倍に増加していま
す。

問 早期発見とその取り組みに
ついてはどうか。

答 健康福祉部長

「認知症サポーター養成講
座」で早期発見・早期受診の
大切さ、身近な相談窓口や医
療機関の紹介などの啓発を
行っています。

を一度も受けていない方や、
医療機関を受診されていない
方で支援が入っていない方を
対象に、訪問しています。

答 健康福祉部長

問 地域や市民と認知症の方
が、ともに歩んでいく地域づ
くりの醸成についてはどうか。

問 認知症の方の経験やスキル
を活かし、生きがいにつなが
る仕組みについてはどうか。

答 健康福祉部長

問 地域のサロンに来られない
方なども含めて、情報を把握
し、支援のテーブルに乗せる
ことが重要だがどうか。

答 健康福祉部長

介護予防把握事業として、
2年間あるいは1年間に健診

過去に若年認知症と軽度認
知症の方から「認知症であつ
ても家族や地域のためにでき
ることがあると思うのでサ
ポートしてほしい」などのお
声をいただきました。こうし
た思いを医療や介護・福祉関

平成17年度から「認知症サ
ポーター養成講座」を開催し、
延12,654人の方に受講
いただいています。受講者が
「認知症カフェ」を開催した
り、発症されても地域のサロ
ンや活動に継続して参加でき
るよう取り組まれている地域
もあります。認知症になって
も住み慣れた地域で自分らし
く過ごすことができるまちづ
くりを目指して、住民の方々と
一緒に取り組みを進めたい
と考えています。





高木 広和 議員

第79回国民スポーツ大会・
第24回全国障害者スポーツ
大会の準備状況について

問 全国から訪れる選手や
関係者の宿泊は

答 県の配宿計画では、想定する宿泊者数の本市での受け入れは可能であるとの結果です

問 競技会場になる安曇川高校は、ウエイトリフティングの全国的な実績と伝統のある高校であるが、大会に向けて相互の協力や支援体制などの構築は出来ているか。

答 教育総務部長

県ウエイトリフティング協会および競技会場であります安曇川高校は、競技式典専門委員会の構成員として参画いただいています。また、他の各開催競技団体につきましても、同委員会の構成員をしていただいております。緊密に連携を図りながら準備を進めているところです。

問 全国から訪れる選手や関係者の宿泊や移動方法は。

答 教育総務部長

県が作成している現段階での配宿計画では、本市の国民スポーツ大会における選手・監督・大会役員の宿泊人数を延べ約5,400人、1日の最大宿泊数は850人と想定しており、本市での受け入れは可能であるとの結果となっています。また、移動方法については、市として安全かつ確実な輸送手段の確保に努めます。

問 県の障害者スポーツ大会の企画や運営は主に県障害者スポーツ協会が中心となり行っているが、高島市実行委員会と県障害者スポーツ協会との関係、連携はどのようになっているか。

答 教育総務部長

全国障害者スポーツ大会は県が主体となつて準備等を進めています。県実行委員会の構成員に、県障害者スポーツ協会と高島市も参画し、情報共有や意見交換を行っており、今後も連携を図っていきたいと考えています。

問 本市で開催される競技会およびリハーサル大会に向けての体制と準備の進め方は。

答 教育総務部長

本年8月に市内外の関係機関、関係団体124名で構成する「わたしEIGA輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会」を設置し進めています。開催に向けては、競技会の運営だけでなく、大会関係者の宿泊や輸送、広報やボランティア募集など多様な準備が必要になることから、専門委員会でも充分議論しながら進めていきます。





山下 巧 議員

市民一人一人に届く
情報発信のあり方について

問 文字化対応できる戸別受信機について調査、
検討されたか

答 製品の性能、価格等の情報収集を行うとともに、運用に関しては他市の事例等を調査しているところです

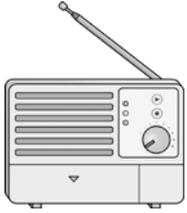
答 政策部長

聴覚に障がいのある方については、音声での伝達が難しく、目で確認できる伝達が必要となります。緊急時の防災情報を携帯電話会社によるエリアメールや市のメール配信サービスの他、テレビボックスへの表示など複数の手段を利用し情報提供を行っています。新たなシステムを運用する令和7年度末には、市のホームページやLINEでも、防災行政無線の放送内容を文字情報としてリアルタイムに配信できるよう検討を進めています。聴覚に障がいのある方への対応はもとより、放送内容を聞き逃した方や自宅で無線放送を聞くことができない方に対しても、的確に情報が伝達できる体制を構築したいと考えています。

問 防災行政無線の新たなシステムは、どのような仕様の導入を考えているのか。

答 政策部長

無線機器等の老朽化に伴い、現在、新たな無線システムを構築するための実施設計業務を行っており、来年度からは次期システムの整備工事等に着手予定です。市内の全世帯を対象に戸別受信機を設置する計画です。



問 文字化対応できる戸別受信機について、調査・検討をされたのか。

答 危機管理監

現在、製品の性能、価格等の情報収集を行うとともに、運用に関しては他市の事例等を調査しているところです。新たな防災行政無線は、長期間にわたって安定して維持できるシステムとなるよう総合的に検討を進めます。

問 ホームページのリニューアルにおける情報伝達の多重化について、具体的なタイムスケジュールは。

答 政策部長

今年度ホームページのリニューアルが完了するので、来年4月以降メール配信の内容を同時にホームページでも見ていただけるように改善したいと思っています。

問 障がいのある方への対応について、どのような配慮を考えているのか。



藍原 章 議員

9価HPV子宮頸がんワクチンの定期接種化について

問 9価HPVワクチンの効果は

答 従来のワクチンに比べ多くの遺伝子型への効果が期待できます

9種類の遺伝子型への有効成分を含んでおり、従来の2価および4価HPVワクチンに比べ多くの遺伝子型への効果が期待できます。また、安全性とリスクは、従来のワクチンと変わらないと報告されています。

問 HPVワクチンの効果はどのくらい持続するのか。

答 健康福祉部長

ワクチンの効果は、子宮頸がんの原因の約50%〜70%を防ぐと言われており、感染予防効果を示す抗体は、少なくとも12年は維持される可能性があることがこれまでの研究でわかっています。

問 HPVワクチンの積極的勧奨の再開に伴う、定期接種対象者やキャッチアップ対象者への周知についてはどうか。

答 健康福祉部長

接種後の副反応とワクチンとの因果関係など、HPVワクチンの安全性に特段の懸念は見られず、令和4年度から積極的接種が再開されることになりました。市でも、今年度からHPVワクチンの積極的な接種勧奨を再開し、定期接種対象者859人、接種を差し控えておられたキャッチアップ接種対象者1,456

問 HPVワクチンの今年度と前年度の接種率についてはどうか。

答 健康福祉部長

定期接種の対象は小学6年生から高校1年生相当になる女子で、接種回数3回のうち1回でも接種した人は、8月末時点で15.4%と、前年度

問 9価HPVワクチンの効果や安全性とリスクについてはどうか。

答 健康福祉部長

9価HPVワクチンは、子宮頸がんの発生に関連するヒトパピローマウイルスのうち



その他の質問

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

令和4年12月定例会 議案審議結果 (全員賛成分)

案 件 名		結果
議第 86 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市良知館) 「公益財団法人藤樹書院」を高島市良知館の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 87 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市今津屋根付き運動場 サンルーフ今津) 「公益財団法人ひばり」を高島市今津屋根付き運動場 サンルーフ今津の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 88 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市今津B & G海洋センター) 「公益財団法人ひばり」を高島市今津B & G海洋センターの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 89 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市今津山村広場) 「公益財団法人ひばり」を高島市今津山村広場の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 90 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市今津総合運動公園) 「公益財団法人ひばり」を高島市今津総合運動公園の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 91 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」) 「社会福祉法人高島市社会福祉協議会」を在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 92 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (体験交流センター ゆめの) 「公益財団法人ひばり」を体験交流センター ゆめのの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 93 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (加工実習館 手ほどき工房センパイ) 「公益財団法人ひばり」を加工実習館 手ほどき工房センパイの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 94 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (平良ふれあいセンター) 「平良地区活性化協議会」を平良ふれあいセンターの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 95 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市朽木針畑ルネッサンスセンター) 「針畑活性化組合」を高島市朽木針畑ルネッサンスセンターの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 96 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (総合交流拠点施設 じゃっぴいらんど) 「一般財団法人高島まちおこし公社」を総合交流拠点施設 じゃっぴいらんどの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 97 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (うかわファームマート) 「うかわファームマート運営協議会」をうかわファームマートの指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 98 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市鶴川ふれあい農園) 「鶴川ふれあい農園管理組合」を高島市鶴川ふれあい農園の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第 99 号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市針畑郷山村都市交流館「山帰来」) 「針畑活性化組合」を高島市針畑郷山村都市交流館「山帰来」の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第100号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (高島市物産会館) 「高島市商工会」を高島市物産会館の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第101号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (丸八百貨店) 「株式会社ENON」を丸八百貨店の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第102号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (マキノ高原自然体験交流施設) 「マキノ高原観光株式会社」をマキノ高原自然体験交流施設の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第103号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (赤坂平家族旅行村ビラDEST今津) 「公益財団法人ひばり」を赤坂平家族旅行村ビラDEST今津の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第104号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (今津ヴォーリズ資料館) 「一般社団法人あすラボ」を今津ヴォーリズ資料館の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決
議第105号	公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (グリーンパーク思い出の森施設) 「一般財団法人高島まちおこし公社」をグリーンパーク思い出の森施設の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。(非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間)	原案可決

案 件 名		結 果
議 決	議第106号 公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて（朽木オートキャンプ場） 「一般財団法人まちおこし公社」を朽木オートキャンプ場の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。（非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間）	原案可決
	議第107号 公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて（朽木新本陣） 「一般財団法人高島まちおこし公社」を朽木新本陣の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。（非公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間）	原案可決
	議第108号 公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて（高島市斎場） 「たかしま斎苑管理グループ」を高島市斎場の指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるもの。（公募方式・指定期間：令和5年4月1日から5年間）	原案可決
条 例	議第109号 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 令和4年8月の人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当支給月数の改定を行うもの。	原案可決
	議第110号 高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 令和4年8月の人事院勧告を踏まえ、特別職職員の期末手当支給月数の改定を行うもの。	原案可決
	議第111号 高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 令和4年8月の人事院勧告を踏まえ、高島市職員の勤勉手当、給料月額等の改定を行うため、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第112号 高島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案 令和5年度から地方公務員の定年が65歳まで引き上げられることに伴い、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第113号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 令和5年度から地方公務員の定年が65歳まで引き上げられることに伴い、関係する条例を整備するため、所要の改正を行うもの。	原案可決
	議第118号 高島市体育施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 新旭グラウンドが滋賀県の河川整備の対象範囲となったことに伴い、本年度末をもって当該グラウンドを廃止するもの。	原案可決
予 算	議第120号 令和4年度高島市一般会計補正予算（第8号）案	原案可決
	議第121号 令和4年度高島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案	原案可決
	議第122号 令和4年度高島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案	原案可決
	議第123号 令和4年度高島市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第2号）案	原案可決
	議第124号 令和4年度高島市一般会計補正予算（第9号）案	原案可決
	議第125号 令和4年度高島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
	議第126号 令和4年度高島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）案	原案可決
	議第127号 令和4年度高島市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）案	原案可決
	議第128号 令和4年度高島市水道事業会計補正予算（第2号）案	原案可決
	議第129号 令和4年度高島市下水道事業会計補正予算（第1号）案	原案可決
	議第130号 令和4年度高島市病院事業会計補正予算（第2号）案	原案可決
	議第131号 令和4年度高島市介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）案	原案可決
	議第132号 令和4年度高島市一般会計補正予算（第10号）案	原案可決
請 願	請願第3号 天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮を求める意見書の提出を求める請願	採 択
意 見 書	意見書第3号 天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮および（仮称）三十三間山風力発電事業の中止を求める意見書案	原案可決
決 議	決議第5号 万木豊議員に対する議員辞職勧告決議	原案可決

賛否が分かれた案件の審議結果一覧

○…賛成 ●…反対

【会派の名称】 共産党→日本共産党高島市議団 夢ネット→夢ネットたかしま 公明会→高島公明会

案 件	結 果	会 派 名																	
		市民クラブ 高島の虹					至誠会	真志会	共産党	夢 ネ ッ ト	公 明 会	無 所 属	無 所 属	無 所 属					
		是 永 宙	早 川 康 生	高 木 広 和	藤 田 昭 巧	山 下 巧	廣 部 真 造	河 越 安 美 治	中 川 あ ゆ こ	澤 本 長 俊	磯 部 亜 希	福 井 節 子	森 脇 徹	早 川 浩 徳	藍 原 章	万 木 豊	今 城 克 啓	板 持 文 子	
議第114号 高島市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○
議第115号 高島市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○
議第116号 高島市個人情報の保護に関する法律施行条例案	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○
議第117号 高島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○
議第119号 高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	原案可決	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○

※廣本昌久議員は、議長のため採決に加わらない。

天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮および (仮称) 三十三間山風力発電事業の中止を求める意見書を 可決しました

このたび、(仮称) 三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書が、令和4年9月30日から10月31日まで縦覧に供されましたが、当事業が実施された場合は、天増川源流の自然環境や森林を活かした高島市の観光振興に影響が発生することが懸念されます。

さらに、事業実施対象区域は延長6km以上に及ぶことから、森林を伐採したり尾根上を造成することによって、濁水の発生など天増川の水質低下につながったり、土石流や洪水などの自然災害が発生するリスクが高まる恐れがあると考えられます。

天増川源流の国有林における自然環境は大変貴重であり、具体的には、三十三間山から天増川を取り囲む尾根上を中心にブナ林が連続して生育しており、三十三間山から南の尾根上を中心に風衝草原が形成されています。このブナ林を始めとする天然林や草原は、多様な自然植生やイヌワシやクマタカを含む多様な野生動物など豊かな自然生態系を育んでいます。

このうちブナ林については高島市内では最大級の面積規模であると考えられます。さらに、天増川の源流地域から青森県にかけてはブナ林がおおむね連続分布しているのに対して、それより南西のブナ林は連続分布していないことから、天増川源流地域のブナ林は、わが国の森林生態系を保全する上でも重要な位置付けになると考えられます。

林野庁では、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図るために、全国に緑の回廊を設定されています。全国のブナ林の分布状況を考慮すると、天増川源流の国有林は緑の回廊の価値を十分に有すると考えられます。

また、このブナ林を始めとする天然林や草原は、豊かな自然環境だけではなく、美しい景観やトレッキングに最適な環境も生み出しています。さらに、若狭町能登野と今津町酒波をつなぐ古道「近江坂」が通っており、約700年の歴史が刻まれています。

これらのことから、天増川源流の国有林は、森林を活かした観光振興など、高島市の活性化にとっても大きな可能性を持っていると考えられます。

このような状況の中、三十三間山から天増川を取り囲む尾根上を中心にしたブナ林や南の尾根上を中心に形成されている風衝草原を適切に保全していただくなど、天増川源流の国有林における自然環境保全については十分に配慮が必要であり、(仮称) 三十三間山風力発電事業に賛成することはできません。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官、近畿中国森林管理局長、衆議院議長、参議院議長、滋賀県知事 あてに提出しました。

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの今年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

これまでも準強制性交の疑いで書類送検されるなど度重なる不祥事をひきおこし、既に3度の辞職勧告決議を受けたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上の内容を、12月定例会において決議しました。



家族旅行村ピラデスト今津付近から

高島市では県下の中でも特に美しい琵琶湖と、田園風景、豊かな山林を有する風光明媚な自然の多い地域です。これは今までここで暮らしてきた方々の働きがあったからだと思います。このような土地だからこそできる、自然を大切にしながらも、人々が暮らしやすい適度な発展を試み、将来へとつなげていくことが私たちの仕事なのではないでしょうか。多くの方々と知恵を出し合い、実践していけるように努めていきたいと思ひます。

(議会広報広聴委員会 磯部亜希・廣部真造)

令和5年 3月定例会

2月	21日	火	10:00	【本会議】 3月定例会開会
3月	6日	月		【本会議】 一般質問 (代表)
	7日	火	10:00	【本会議】 一般質問 (個人)
	8日	水		
	9日	木	10:00	総務常任委員会
	10日	金	10:00	文教福祉常任委員会
	13日	月	10:00	産業建設常任委員会
	15日	水	10:00	予算常任委員会
	16日	木	10:00	
	17日	金	13:30	
	24日	金	10:00	【本会議】 3月定例会最終日

上記日程は、変更する場合があります。

ミテミテ市議会

議会のインターネット中継を ご覧いただけます！

本会議・予算常任委員会の模様をインターネットでライブ配信(生中継)・録画配信しています。スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。



高島市議会のホームページからアクセスできますので、ぜひ一度、議会の様子をご覧ください。

高島市議会



編集後記

議会広報広聴委員会

廣部 真造

今年の干支は卯(うさぎ)です。人には生まれた年の干支にしたがって、守護してくれる仏様が定まっております、卯年は文殊菩薩がその守護してくれる仏様です。文殊菩薩と言えば、『三人寄れば文殊の知恵』という諺があります。おおむね次のような意味です。文殊は知恵をつかさどる菩薩ですが、凡人でも三人集まって相談すれば、すばらしい知恵が出るものだということです。今年の干支にちなんで高島市議会も市民福祉のために多くの課題解決のために知恵を出し合いたいものです。

